

学校法人大阪産業大学カスタマーハラスメントに対する基本方針

1. はじめに

学校法人大阪産業大学（以下「学園」という。）は、建学の精神のもと、実学教育を基盤に社会に貢献できる人材の育成に取り組んでいます。

近年では、教育を取り巻く環境にも大きな変化があり、教育の現場においてもカスタマーハラスメントを問題化するようになってきています。これに対し、労働施策総合推進法が改正され、学校法人を含めたすべての企業法人にカスタマーハラスメント対策の制定が義務化されたことを受け、このたび、「学校法人大阪産業大学カスタマーハラスメント対応基本方針」を制定しました。

本方針は教職員を悪質な言動や不当な要求から守り、教職員の心身ともに健康な就業環境を確保し、教職員の尊厳を守り、ひいては、学園の教育研究環境の維持向上を図るものであることをご理解ください。

2. 学園におけるカスタマーハラスメントの定義

学園の教職員に対する言動や要求のうち、要求内容に妥当性を欠くもの、また、要求内容が妥当であっても、その実現のための手段・態様が社会通念上許容される範囲を超え、教職員の就業環境や教育研究環境を害するものを指します。

3. 対象となる行為の例

以下の行為は例示であり、これらに限りません。

- ・身体的な攻撃： 殴る・蹴る・わざとぶつかる・物を投げつけるなどの暴力的行為
- ・精神的な攻撃： 脅迫・中傷・侮辱・暴言・人格否定・差別的言動・プライバシー侵害・名誉棄損などの言動
- ・威圧・執拗な行為： 長時間の叱責、窓口での居座り、机を叩く、電話での長時間拘束、度重なるメール送信、何度も同じ説明を求める行為など
- ・不当・過剰な要求： 土下座など社会通念上相当な範囲を超える謝罪、金銭補償、合理的理由のない過剰な要求、特別扱いの強要など
- ・学則・校則等を逸脱する要求： 学則、校則、成績評価基準、入試規定等の逸脱の要求
- ・ネット上等での中傷： SNS への個人情報・誹謗中傷・学園の信用を毀損する投稿、およびこれらをほめかす行為など

4. カスタマーハラスメントへの対応姿勢

学園は本方針に基づき、カスタマーハラスメントに対して組織として毅然とした態度で臨みます。カスタマーハラスメントに該当し得ると判断した場合は、対応の中断・終了、以後の対応停止・拒否を行うことがあります。

また、悪質なものと判断した場合など、必要に応じて、弁護士・警察署等の外部機関と連携し、法的措置を含めて厳正に対処します。

2026 年 10 月 1 日

学校法人 大阪産業大学

以上